

平成30年第2回（6月）定例町議会

（第3日 6月8日）

平成30年第2回(6月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年6月8日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第27号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第28号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第29号 平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第30号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約案について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 同意第 1号 西伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 発議第 1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書
(案)について
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	堤	豊	君	2番	山	本	洋	志	君		
3番	山	本	智	之	君	4番	芹	澤	孝	君	
5番	高	橋	敬	治	君	6番	加	藤	勇	君	
7番	山	田	厚	司	君	8番	西	島	繁	樹	君
9番	堤	和	夫	君	10番	山	本	榮	君		
11番	増	山	勇	君							

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
教育長	清野 裕 章 君	総務課長	佐久間 明 成 君
まちづくり課長	大谷 きよみ 君	窓口税務課長	真野 隆 弘 君
健康福祉課長	白石 洋 巳 君	産業建設課長	村松 圭 吾 君
防災課長	長島 司 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	松本 正 人 君
教育委員会 教育事務局長	高木 光 一 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	山本 法 正	書 記	山本 征 司
--------	--------	-----	--------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第1、議案第27号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第27号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険税条例（平成17年西伊豆町条例第54号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月5日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） それでは、議案第27号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

本件につきましては、健全な国民健康保険事業を運営するため、平成30年度の税制改正が

行われました。その改正に準じて、必要な事項を改正したいものでございます。

改正の概要ですが、1点目は国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ、2点目は低所得者に対する保険税の軽減措置の拡充を図るもので、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の引き上げ、3点目は特例対象被保険者等に係る申告時の取り扱いを改正したいものでございます。

それでは、議案書を説明させていただきます。お配りしました議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条の第2項及び第23条の第1項中ですが、こちらは国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の規定で、54万円を58万円に引き上げたいとするものです。

続きまして、第23条の(2)ですが、こちらは5割軽減の規定となります。3ページをご覧ください。1人につき27万円を、27万5000円に引き上げたいとするものです。

続きまして(3)ですが、こちらは2割軽減の規定となります。1人につき49万円を、50万円に引き上げたいとするものです。

続きまして、第24条の2の第2項中ですが、こちらは特例対象被保険者等に係る申告の規定として、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出にあたり」に改め、「書類」の次に、「の提示を求められた場合には、これら」を追加したいものです。これは現行特例対象被保険者等に係る申告時は、雇用保険受給資格者証等を提示しなければならないと規定されていますが、今後、マイナンバーによる情報連携により、町が把握することができますと、雇用保険受給資格者証の提示が不要になることから、改正するものでございます。

改正点は、以上でございます。

続きまして、改正条文にかかる附則の説明をさせていただきます。資料をもどりまして、1ページをご覧ください。

施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

適用区分ですが、改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

なお、本件のうち、基礎課税額の課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険税の軽減を拡充する開始につきましては、西伊豆町国民健康保険運営協議会に諮問し、妥当との答申をいただいているものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 2ページの2条ですけど、この54万円から58万円、4万円引き上げるわけですけど、去年の課税額から見た場合、何世帯くらい町内で影響を受けることになるでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 6世帯が該当になります。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今の質問とあれしますけれども、もう仮算定で通知は出ているわけですね。それで54万円から58万円、4万円上がるということ。これを公布が30年4月1日だから、仮算定の部分は前回の平成29年度の54万円で通達しているわけですか。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） そのとおりでございます。

○議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうすると、今芹澤さんの6名という方が、4万円まるまるアップするというところで、通達が来るという考え方でよろしいですか。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 先ほどの6世帯につきましては、平成29年度の課税データを基に試算しておりますので、また、本算定の時に実際の対象世帯が出てくると思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 27 号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 2、議案第 28 号 平成 30 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 28 号 平成 30 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）。

平成 30 年度西伊豆町一般家計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 55 億 1,200 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 6 月 5 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第 28 号について説明いたします。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入においては、国庫補助金で地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金、こちらは防災安全交付金と呼ばれております、その増額。県の補助金で緊急地震・津波対策等交付金の増額、食料産業・6次産業化整備交付金の減額、繰入金で財政調整基金繰入金の増が、主なものとなっております。

歳出におきましては、総務管理費 姉妹町友好費で市川三郷町交流事業、まち・ひと・しごと創生事業で臨時職員の賃金、地域商社事業設立・普及業務委託費の増額、農業費 農業振興費で宣伝広告料の増額と食料産業・6次産業化整備交付金の減額、林業費 林道事業工事費で林道維持工事費の増額、水産業費 漁港建設事業費で漁港内の浚渫に係る土質調査業務委託の増額、商工費 観光費でジオサイトクルーズ推進事業委託の増額、道路橋梁費 橋梁費で工事費の増額、消防費 消防施設費で防火水槽設置にともなう設計業務委託費の増額、防災対策費でトイレトレーラー導入にともなう備品購入費の増額、認定こども園費 伊豆海認定こども園で法面対策工事の増額が、主なものとなっております。

それでは、2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

11 款分担金及び負担金、8万4,000円、1,687万3,000円。2項負担金、8万4,000円、1,217万円。

12 款使用料及び手数料、1,000円、4,311万3,000円。1項使用料、1,000円、1,985万6,000円。

13 款国庫支出金、1,481万1,000円、4億1,951万2,000円。2項国庫補助金、1,481万1,000円、2億3,827万6,000円。

14 款県支出金、1,673万円の減、3億5,439万7,000円。2項県補助金、1,673万円の減、2億110万円。

17 款繰入金、1項繰入金ともに2,700万円、8億3,335万7,000円。

19 款諸収入、83万4,000円、5,422万6,000円。5項雑入、83万4,000円、4,496万8,000円

歳入合計 2,600万円を増額して、55億1,200万円としたいものです。

3ページをお願いいたします。

こちら歳出です。款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

2款総務費、568万4,000円、7億9,887万2,000円。1項総務管理費、568万4,000円、6億3,884万円。

3款民生費、108万4,000円、10億3,421万2,000円。2項老人福祉費、52万2,000円、4,207万8,000円。3項児童福祉費、56万2,000円、9,076万4,000円。

5款農林水産業費、1,756万5,000円の減、3億6,544万7,000円。1項農業費、2,396万5,000円の減、3,950万3,000円。2項林業費、400万円、4,545万7,000円。3項水産業費、240万円、2億7,851万7,000円。

6款商工費、1項商工費ともに222万9,000円、4億5,350万2,000円。

7款土木費、646万8,000円、4億5,722万1,000円。1項土木管理費、17万2,000円、4,273万8,000円。2項道路橋梁費、620万円、1億7,905万3,000円。3項河川費、9万6,000円、6,402万5,000円。

8款消防費、1項消防費ともに2,269万5,000円、3億3,257万9,000円。

9款教育費、540万5,000円、4億9,582万1,000円。3項中学校費、40万5,000円、3,958万1,000円。5項認定こども園費、500万円、1億7,947万3,000円。

歳出合計 2,600万円を追加して、55億1,200万円としたいものです。

4ページをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。先ほど説明いたしました第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。次に、歳出です。これにつきましても、第1表歳入歳出予算補正の歳出と同様ですので、省略させていただきます。

補正額の財源内訳については、2款総務費、国県支出金218万、その他財源39万3,000円、一般財源311万1,000円。3款民生費、国県支出金31万8,000円、その他財源8万4,000円、一般財源68万2,000円。5款農林水産業費、国県支出金2,410万円の減、その他財源60万円、一般財源593万5,000円。6款商工費、一般財源222万9,000円。7款土木費、国県支出金972万2,000円、一般財源325万4,000円の減。8款消防費、国県支出金996万1,000円、その他財源40万円、一般財源1,233万4,000円。9款教育費、一般財源540万5,000円。歳出合計 県支出金191万9,000円の減、その他財源147万7,000円一般財源2,644万2,000円です。

5ページをお願いいたします。

2歳入です。歳入につきまして、主なものを説明していきます。

中段の13款国庫支出金、2項1目総務国庫補助金で、地方創生推進交付金493万円を計上いたしました。5目土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金972万2,000円を計上いたしました。

14款県支出金、2項1目総務費県補助金で、緊急地震津波対策交付金996万1,000円を計上いたしました。4目農林水産業費県補助金で、食料産業・6次産業化整備交付金2,700万円を減額いたしました。

6ページをお願いいたします。こちらは、2段目のところ です。

17款1項1目財政調整基金繰入金、2,640万円を計上いたしました。

7ページをお願いいたします。3歳出です。歳出につきましても、主なものを説明していきます。

2款総務費、1項7目姉妹町友好費120万円は、市川三郷町交流事業委託として手筒花火委託を計上いたしました。

16目まち・ひと・しごと創生事業446万の主なものは、臨時雇賃金162万5,000円と地域商社事業設立・普及業務委託、産直アドバイザーの業務委託費で240万円を計上させていただいております。

8ページをお願いいたします。

中段になります。5款農林水産業費、1項3目農業振興費2,396万5,000円の減額は、宣伝広告料、こちらは新規就農者の募集用の広告になりますが200万円を計上し、食料産業・6次産業化整備交付金で食肉加工場の計画が事業不採択となりまして2,700万円を減額いたしました。

下の段です。5款2項3目林道事業費で、柵宜畑倉見線林道維持工事400万円を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。

上から2段目になります。5款3項3目漁港建設事業費で、漁港内浚渫に係る土質調査業務委託、こちらは前回の調査の中で含有量は少ないのですが、ダイオキシンの確認がありましたので、対策として200万円を計上しております。

6款商工費、1項3目観光費で、フォトコンテスト賞金を42万9,000円とジオサイトクルーズ推進事業費150万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。上からです。

7款土木費、2項2目橋梁費620万円の増額は、月の浦橋長寿命化対策工事で370万円、

港小橋架替工事で250万円を増額いたしました。

8款消防費、1項3目消防施設費311万円の増額は、旧安良里診療所跡地への防火水槽の設置にともなう調査業務として予算計上しておりますが、この中には同箇所において津波避難タワーの設置が可能かどうかという検討するための費用も含まれております。

1項4目防災対策費1,958万5,000円の増額は、トイレトレーラー購入費1,500万円と、トイレトレーラー牽引車両の購入費として340万円を計上させていただいているのが主なものでございます。

11ページをお願いいたします。下の段になります。

9款教育費、5項3目伊豆海認定こども園費500万円の増額は、落石防止の工事を計上いたしました。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） それでは、7ページの1番上のこの財源更正ですね。これは一般財源を削って、その他になっていきますけど39万3,000円が、これの説明をしてください。

それから今総務課長が、姉妹町友好費で市川三郷町の手筒、これが復活したみたいですけど、前回見に行った時に、時間が早いので火花が見えなくて、煙ばかり見たような手筒花火になっていて、それは皆さんも行った方はご覧になったと思いますが、その辺はあの時間にやるのでしたら、手筒は無意味だなと私は感じたので、その辺の改良はなされているのか。それが、2点目ですね。

3点目は、10ページの18節の備品購入費で、またドローンが50万円で計上しているんですけども、前の町長の時に1台買っているもので、これは2台目になるということでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） まず7ページの1番上、一般管理費の財源更生でございます。

こちら当初予算で一般財源の補てんを実は組みましたが、給与からの個人負担金として取り

扱われる分でございましたので、個人負担金として、その他の欄で財源収入を更生させていただきということでございます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 手筒花火につきましては、予算の可否にはさしわたって関係はないと思いますが、時間につきましては市川三郷町の方には申し伝えたいと思います。

ドローンにつきましては、購入はされておりましたが、今年の5月まで封が開いてない状態でしたので、昨年1年間活用した中で、今後、町の職員などにも研修をさせたいということで、練習機を購入したいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） 2点ほどお伺いします。

まず7ページのまち・ひと・しごと創生事業の中で、先ほど委託料として、地域商社事業の設立の直産アドバイザーの雇用の件がありましたけれども、このアドバイザーの方の期間というのはどれくらいなのか。それと内容ですけれども、どのような形で地域商社の方というか、この事業に関わっていくのか。それが1点、お願いします。

その次の8ページで、農業振興費のコンテナハウスの借上料、駐車料ですけど、このコンテナハウスの建てる位置は、今回調査する位置とはずらして建てるんだろうと思うんですけど、コンテナハウスの規模と借入期間を、どれくらいに想定しているのかお伺いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 両案件とも、まちづくり課長より答弁をさせます。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 7ページの産直アドバイザーの件ですが、委託の期間が平成30年7月から31年2月までの8カ月間を予定しております。産直の経営に向けての支援を行うための経営アドバイザーを登用するための委託で、企業組合を立ち上げて経営ノウハウ等をしっかりする必要がありますので、施設がオープンするまで交付金を活用し、アドバイザーを登用したいと思っております。アドバイザーは、ホームページ等で募集をかけ、応募者の中からプレゼンによる公募型のプロポーザルで決定する予定でございます。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） コンテナハウスにつきましては、長さが約2.3メートルの幅、奥行きが5.5~6メートルくらい、約4坪の大きさを予定しております。借上料は、この7

月から来年3月頃まで、9カ月で予算計上させていただいております。

○議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） それではアドバイザーの件ですけれども、31年3月までという形ですが、これは動き出しているいろいろアドバイザーの方のノウハウを聞きながら運営していくと思うんですが、継続して雇用していただくというか、業務委託するという可能性はありますか。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 交付金を受けての委託事業ですので、また来年その交付金をいただければ、引き続きアドバイザーを活用する計画はあります。

○議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） もう1点、コンテナハウスの件ですが、4坪ハウスだということですが、仮にここで業務をするわけですね。例えば、来年以降も申請によっては、これをもう少し長く置かなければならないという事態も出てくるかもしれないといううえでの話です。ある程度長くなったリースということになるならば、その後のストックとか事務所用にということで、もし仮に交付金事業の交付が始まって、直産所ができたとしても、このコンテナを他の形で使えるという可能性もあるので、だとするならばその長さを考えるならば、買取りという方法も選択肢の一つではないかと。要は撤去費用もいなくなるわけですし、リースが1年とか2年とか長くなると、買取りの方が安くなるのではないかと思うんですけれども、その辺の検討はいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、買取りの倉庫と言っては変ですけれども、そういった仮事務所のようなものと、こういったコンテナをお借りした場合、両方の案を検討しました。ただ今回の件につきましては、最終的にものが立ち上がってくるということですので、その後不用になった場合、どこでどうやって使うのかという目星もない状態で、新たなものを購入して、今度置き場所に困ることも考えられますので、一応今回はリースでということで話を進めておりますが、議員のおっしゃることもごもっともだと思いますので、そういったものを含めて検討した結果、今このようになっております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 10ページをお願いします。ここに委託料として、けん引免許の取得ということで、53万円計上されているんですけれども、これをどういった職員を対象に計画し

ておられるのかということです。そういったことを考えますと、民間の企業ですと、営利目的でこういったことは普通にあることだと思うんですけど、行政でこういうことというのは、どうなんでしょうか。普通にやることなんだろう。そういうことの検討はなされなかったんでしょうか。その辺どうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） けん引免許をお持ちの方、要は外部の方をお願いした場合と、職員が免許を取った場合との費用対効果というものも計算をさせていただきます。数年間保持をした場合、いくらぐらいかかるかというところを試算をしたうえで、最終的には役場の職員5名ぐらいに牽引免許を取っていただいた方がコストダウンも図れますし、逆に動かすのにも身軽に動きが取れるということで、けん引免許を職員に取ってもらうということで予算計上しております。

○議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 費用対効果という話がありましたけど、あと一つ、アウトソーシングといえますか外注、できるだけ職員も少ない中でいろいろな業務を行っている中で、それと一般の企業も仕事が少ない中で、できるだけ外注できるものは外注してやるという検討は、その辺はなかったんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど答弁したように、外注することも検討した中で、今回は職員で免許を取って動かそうということで決めております。ものがもので特殊でございますので、外注したからといって、パッと来られた方がすぐさま安易に運転できるかというもの、また脱着にも時間もテクニックもありますので、まずは役場の職員で動かしていった方が、イベント等にも活用しやすいのではないかと考えております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） それでは、同じページのすぐ下の備品購入費、トイレトレーラーの関係でお聞きいたします。全協でも説明を受けたわけですがけれども、利用形態やトイレトレーラーの規模の説明をお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 規模というのが、何を指しているのかちょっと分からないんですけど、洋式トイレ4つを積んで、しかも水も積んで運ぶこともできますし、汚水を積んだままで移

動することもできるものでございます。仕様につきましては、たぶん以前お配りはさせていただいているかと思っておりますので、細かい仕様につきましては、そちらをご覧いただければと思っております。

利用方法につきましては、町内で行われます各種イベント、またできれば災害協定を結んでいます多摩市さんのイベントや、富士見町また市川三郷町からも、もし声がかかった場合にはお持ちをしたいと思っております。今、案として話が出ているのは、12月に行われますトレイルランニングの競技の中で、皆さん林の中で走っておりますので、なかなかトイレをする所がないという時に、これを持って行って、公道の所にトイレを仮設したいということも考えております。

○議長（高橋敬治君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 財源の関係でお聞きいたします。この予算の中で、国県支出金ということで996万1,000円が計上されております。これがトイレトレーラーの購入費に係る費用だと思うわけですが、これは確定しておるといえるのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 今、お話のありました996万1,000円ということですが、トイレトレーラー分につきましては、既に県の方に申請を出して内諾はいただいております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 5ページをお願いします。県の支出金のところで、4の農林水産業、いわゆる6次産業化整備交付金が不採択になったから、みんなあちこちに2,700万円がマイナスになっています。一方新聞報道だと、ジビエの関係のは農水省の6次産業化の認定を受けましたよとなっていますけど、その関係はどのようになっているのでしょうか。要するに2,700万円は県の支出金が消えますけど、その担当の指定を受けたところが、認定を農水で受けたところが、直接そちらへいろいろな費用が行くのか、その辺を教えてください。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この6次産業化の整備交付金と、6次産業の認定とは案件が違いますので、別問題ではございますが、管轄する所管のところは同じでございますので、お越しになりました時に、うちは6次産業化の事業の補助金が落ちたんですよということは、申し伝えさせていただきました。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） 先ほどちょっと聞き忘れたのが1点ありまして、コンテナハウスの件ですけれども、これに係る付帯工事と備品関係は、例えば、エアコンですとか、水道を引いたりとか、その辺の排水関係もあると思うんですが、その辺は町の負担になるのか。ここに計上されているのかという問題と。

あと、9ページの観光費のジオサイトクルーズの推進事業費の委託先をお願いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 10ページのコンテナにつきましては、担当課長から答弁をさせます。
ジオサイトクルーズの件につきましては、堂ヶ島マリンさんに委託をしたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 付帯工事としまして、電気の引き込み、それとコンテナハウスを固定する部分につきましては町が負担しますが、光熱水費等はすべて実際に営業を行うというか、発起人の皆さまに負担していただくようにします。このコンテナハウスには、あらかじめクーラーの方は整備された金額でのレンタルになっております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山勇君） それでは、同じ8ページの需用費の仮設産地直売所修繕費というのは、これはどこのどのことを指しているのか、その説明を一つお願いしたいのと。

2点目は、先ほど質疑にありましたように、第6次産業整備交付金、今回採択されなかったということで減額ですが、具体的にこれからの話ですけれども、再度、採択を受ける可能性があるのか。そしてジビエの処理場というのは、実際、こういうのがなくても建設が可能なのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

3点目は、10ページにありますけど、橋梁費の補正です。これは620万ですか、当初予算にはもちろんあるんですけど、なぜ増えたのか、その点を教えていただきたいです。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 8ページの仮設の件と10ページの橋梁の件は、担当課長から答弁をさせます。

8ページの6次産業化の件で、採択が下りずに減額ということで、その後どうするのだというお話です。再度、この交付金について申請をするというつもりはないというか、事

業者さんの方から、うちの町としては来年待ちますかとか、国の補正を待つて申請をし続けますかという問い合わせはしたんですけれども、期間的に待てないということもありまして、独自でやりますということで返答をいただいております。ただ独自でやりますと、今までの計画だと2,700万円の補助があるということは、もの自体は5千万の仕事になりますので、そこまでかけられるのかなという心配はしておりましたが、いろいろそちらの業者さんで違う案件をあたり、今これほどはお金がかからない状態で設備ができるところと、今交渉されているというお話を聞いております。ただ建てる場所につきましては、まだ明確にここだということは何っておりませんので、1案2案あるようでございますので、またその方針が決まりましたら、報告があるものと思っております。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 先ほどの案件で1件目、8ページの修繕費の関係ですが、こちらの表現がちょっと分からない表現にさせてしまったので申し訳なかったんですが、ここの修繕費の中で、先ほど申しあげました電気の引き込みとコンテナの固定の部分を、ここの部分で支出することで計上してもらっています。

続きまして、10ページの橋梁の関係ですが、これは昨年設計委託しておりますが、予算編成時には、まだ詳細の調査、設計ができていない状況であり、概略の金額で予算計上しておりました。ただその後、詳細にわたり調査し、設計を組んだところ、概略設計から工種の変更、断面の修復箇所とか橋台の補修等の追加部分があったということと、転落防止用のガードレールを当初は付ける予定ではなかったんですが、やはり今まで高欄が30センチくらいの高欄でしかなかったので、付ける予定はなかったんですが、やはり転落防止用のちゃんとしたガードレールは付けようということで、県にも指示されまして、そういった部分での工事費が増額になったということでもあります。

○議長（高橋敬治君） 質疑の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時23分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

他に質疑ございませんか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 確認ですけど、9ページの5の3の委託料に漁港内浚渫に係る土質調査とありますが、この場所はどこでしょうかというのが1点と。

同じページの1番下、17万2,000円、県の道路利用者会議負担金とありますけれども、これは具体的にはどういうことですか。どこかに、新たに加盟したということでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 再調査箇所は、安良里漁港になります。

あと負担金の方につきましては、当初予算当時、県から来年度の予算取り用の負担金の金額を提示されましたが、実際にはその後、道路の法面工事とか、県がやっている工事の補正で増額になった分がありましたので、改めて4月に新年度に入ってから、29年度の実績に基づいた負担金を町の方に計上したものであります。

○議長（高橋敬治君） 8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 要するに、県がやる工事の負担金ということですね。どこかの例えば、新しく道路を造ったり、推進するための加盟金ではなくて、道路工事用の負担金と単純に考えていいわけですね。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そうではございませんで、先ほど言われた本当に会議とか、要望に行ったりするのを、要はここから支出しているということで県の工事が決まり、町の負担金が決まり、その中の何パーセントを、こういうところに入れてくださいというのが決まっておりますので、道路事業が増えれば、当然こちらも増えてくるということで、ここは増えたというご理解をいただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

9番、堤和夫君

○9番（堤和夫君） 10ページのトイレトレーラーの件で、町長が先ほど市川三郷や多摩市から要請があれば行くということです。前にも言いましたけど、トイレトレーラーのラッピング、このようなことを考えたことはないでしょうか。その予算は、またかかると思います。この中には入っていないと思うんですけど、ラッピングで西伊豆町のあれで行けば、そういう姉妹町には有効なPRとなるんですが、いかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、ラッピングも考えてございまして、この1,500万円の中にラッピング費用も入ってございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 8ページのもう一度お聞きするんですけども、農業振興費の宣伝広告料200万円です。これは具体的に、新規就農者を募集するという説明がありましたけど、要するに何人ぐらいを目的にしているのか。あるいは、どういうスタイルで宣伝料を払っていくのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

それともう1点は、11ページ最後の方で、賀茂中の施設修繕というのは、これは具体的には何かということをお聞きしたいんですけど。以上、2点です。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 広告料につきましては、月刊の新規就農者募集とかの広告を載せる雑誌、月刊誌と年4回くらい発行される全国紙等に、その新規就農者を募集に係る西伊豆町のPR広告を掲載しております。実際に、どれくらい募集して来るのかということのも不明な分がありますので、人数的なところは今のところ考えてはおりません。来てくれば、来てくれただけ、後はうちの空き農地、そちらの方を上手く利用していただければというところで、考えているところであります。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 11ページの賀茂中学校管理費の施設修繕費の関係ですが、こちらは校舎の雨漏り修繕工事になります。校舎部分にひび割れが広がりまして、実は5月8日の雨で、3階2年生の教室の天井から雨漏りが発生いたしまして、毎日利用する校舎でありますので、早急に修繕をしたいというものでございます。

○議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 最初の新規参入者の広告、別にこれは全国に広告を出すことは否定しませんが、主体的な町として、何人くらいというか、どういうことをお願いするというのははっきりしていないと、広告料だけで終わってしまう可能性があるんです。その点、担当課あるいは町として、どういう皆さんを農業に、農業に限るんですね、これは。地域おこし協力隊とはまったく別の考え方だと思うんですけど、今まで西伊豆町でこういう形で参入された方というのは、実績としてはどれくらいいるのか。また、希望としては先ほど人数は分からないと言っていましたけど、最初言いましたけど、受ける方のこういう仕事があるとか、こういうことと具体的になっていないと、ただ広告を出すだけだと、月刊誌の広告収入になるだけで、何にもあまり効果がないように思うんですね。その点、町が主体的に考え

方を持っているか。持っているとしたら、ぜひ発表していただきたいです。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この新規就農の関係の広告につきましては、これから産直市場をやるわけでございますけど、農業者の皆さんが大変高齢化になっております。やはりそういったところでは、新しい就農していただく方を西伊豆町に呼び込まないことには、そもそも農業が成り立たないというところもあります。今、何を植え付けるとか、何を農作物を作るということはありませんけれども、いろいろな分野で農業に関心のある方に見てもらい、また来ていただいて、移住に繋がればと思っております。来ていただける方は、できるだけ多く来ていただきたいと思っておりますし、逆に来られる方が、自分はこういうものを育てたいというのがあれば、逆にそれを支援していきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） この件、私も最初言いましたように、広告そのものが悪いとは思いません。最近の事例で、西伊豆町に住んでいた若者が、東伊豆町の農業の後継者として移住されたんです。その方に聞くと、西伊豆町で農業で業を成して収入があるというのは非常に少ないと。また、農業をやっている方が、意欲的に後継者を作りたいという意欲がそんなに見受けられないということで、残念ながら東伊豆町の果樹園に既に行かれて、仕事をやっているわけです。そういう根本的に、この町の第1次産業をどういう形で築き上げるとかという方針がないと、なかなかこれは成功しないのではないかと思うので、宣伝の費用だけで終わってしまうおそれがあるので、きっちりその辺はまちづくり課が総合計画はこれから作られると思うけど、そういったことはきちっと町の方針として持たれた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今まででは農業でいえば「作れ作れ」、漁業であれば「獲れ獲れ」ということは言ったかもしれませんが、その先の販売まで町の方が面倒を見るということ、また目を配らせるということはしていなかったと思います。今、東京の方にも販路をつくると言っていますし、皆さんにも今ご理解いただきながら、産直市場を造ろうかということにきておりますので、売るところまで何とかルートをつくってあげれば、作ったものが売れて収入になるということで、ここに定住をしていただけるものであると思います。今までおられた方が、東伊豆町に行ったというのは、私は聞いておりませんでしたけれども、たぶんその方はもし作っても売るところが確かでない、また、収入がしっかりと見込めないというこ

とになれば、やはり生活は成り立たないということになりますので、そういったものは改善に向けて、今後も仕事をしていきたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 8ページをお願いします。ここの民生費の9節旅費のところ、特別旅費として20万円の計上があるわけですけど、特別旅費ということで計上したということで、その詳細の説明をお願いしたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） こちらにつきましては、仁科小学校に開設いたしました放課後児童クラブを、田子小学校、それから賀茂小学校の児童が利用しやすくするために、児童が無償で路線バスを利用できるように、西伊豆東海バスさんにお支払いをする分を計上させていただいたものでございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 9ページの漁港建設事業費の関係でお聞きします。先ほど西島議員の質問の中で、漁港内浚渫に係る土質調査業務委託、安良里漁港ということだったわけですが、仕事の内容といたしましうか、なぜ再調査が必要になったのか。また、その再調査の結果によっては、浚渫ができない状況にもなるのか、その辺をお聞きします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど総務課長が説明したように、ダイオキシンが微量ではありますけど検出されたということで、もう一度検査をした方がよろしいのではないかと指示がありましたので、これを盛ってさせていただくということでございます。今聞いている話によりますと、それを陸揚げして、持って行って処分することには、問題のない数値だと聞いておりますけど、一応安全面を考慮して、もう一度再検査をするとご理解いただければと思えます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 8ページの農業振興費のところですけど、先ほどから話題になっている6次産業化、これは2,300万円減額になったわけですけど、これは事業をやっている方も困っていると思うんですけど、そもそもこれを何に使おうとしたのか、具体的にわかりますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当初予算の時に、既にご説明はしてあるかと思えますけど、有害鳥獣の解体をする施設として、この金額を計上したということでございます。これを利用できなくて困っているというご心配もいただきましたが、当初は困りましたけど、今では別の案が浮上してきました、これよりも多少安価でそういう施設の導入ができそうだという見込みがありますので、今はお困りでないよう何っております

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今のところに建てるということで、申請したということですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、それも当初予算の時に、ご説明を申し上げております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第28号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第29号 平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第29号 平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億100万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月5日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案第29号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、歳出につきましては、本年度予算編成終了後に、過去5年以上利用者がなかった支援2の方のグループホーム入所者が1名出たことにより、地域密着型介護予防サービス給付費が不足するため増額したいものです。歳入につきましては、前年度繰越金で賄いたいものです。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

7款繰越金、1項繰越金ともに300万円、300万1,000円。

歳入合計に300万円を追加し、15億100万円としたいものです。

歳出です。

2款保険給付費、300万円、14億1,042万4,000円。2項介護予防サービス等諸費、300万円、2,049万2,000円。

歳出合計に300万円を追加し15億100万円としたいものです。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入です。2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても、2ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。

歳入です。

7款1項1目繰越金300万円、前年度の繰越金から投入します。

歳出です。

2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費300万円、先ほど説明しましたように、支援2の方の認知症対応型グループホーム利用者1名が発生したことによるもので、給付費が月約26万円程度のため、3月末までの見込みの中で計上させていただきました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 4ページをお願いします。今回の案件は、要支援2の方が急遽グループホームにということ、前年度繰越金によって賄っているという感じ。現状として、西伊豆町はけっこうな数で要支援2、あるいはそういった介護度が上がる人がたくさんいる中で、こういった予測できない案件が出てくるということがあった場合、どれくらいの件数があっても、財政的には大丈夫なのか。そういったあれは持っていますか、どうでしょうか、課長としては。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） どれくらいの人数で、財政的に大丈夫かと言われても分かりません。一応、予算編成する時は、過去3カ年の給付の実績とか、その当該年度の予算編成

時までの実績等を見まして、新年度の予算を編成しております。今回につきましては、先ほど言いましたように、過去5年利用者がなかったので、20万円程度を見込んだわけですが、今回このように入りましたので、来年度につきましては、1年間分の給付費を見込むような格好となってくるとおられます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 今の件ですけど、要支援2の人は、町では何人くらいいるか把握していますか。というのは、要支援2というのはかなりいるというか、曖昧な言い方ですけど、あるから今後こういうことがかなり発生するのかな。今回の場合は、例えばうちの人が見ていたけど、見切れなくなったから、結果的にそこに入るようになったというケースですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 要支援2の人が、29年度末で69名います。今回の場合につきましては、在宅介護で長男と同居して長男が見ていたのですが、認知症がひどくなりまして、夜間譫妄で夜間騒ぎ出したりとか、外に出ようとしたりということが始まりまして、長男の方ももう見切れなくなりまして、たまたまそのグループホームの認知症の部分が支援の2から入居ができますので、グループホームの方が空いていたので、上手くタイミング的に入ったという経過です。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 今の説明を伺いまして、認知症がひどくなったという話ですが、そういう方が要支援2のままでいるんですか。それとも介護度に1か2か3かそちらの方に移行しないで、要支援2のままだという話ですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 実際この人は、最初介護の1から更新で、要支援の2へと下がっているという状態になっています。そして、また要支援の2になって、認知症が強くなってきたという部分になってきているという話を聞いております。

○議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） そうすると、その方が改めて介護申請を出していないから、そのまま要支援2でいくということですか。その介護申請の手続きを進めるなどの手続きはしてなかったんですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 介護の更新申請を行いまして、要支援の2になりました。そして状態が悪化した場合は、ケアマネさんあたりが変更届を出してきて、状態が以前より悪化したから、もう一度認定調査をやってくれないかという伺いを立てるわけですけど、この方の場合は、要支援の2でグループホームに入られましたもので、その後変更申請等は出てきていない状態になっています。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第29号 平成30年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第4、議案第30号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 議案第 30 号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約案について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 31 日をもって、川根地区広域施設組合が解散したことにともない、静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第 290 条の規定の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 5 日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第 30 号について説明させていただきます。

今回の一部変更は、川根地区広域施設組合の解散にともない、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する必要が発生したものです。川根地区広域施設組合は、平成 13 年度から旧川根 3 町のし尿処理を目的に設立した組合です。平成 17 年に中川根町と本川根町が合併し川根本町に、平成 20 年度には川根町と島田市が合併し、組合の構成市町が川根本町と島田市となりましたが、旧川根 3 町のし尿処理は、合併前と同様に処理をされておりました。平成 26 年 5 月に、島田市から旧川根町分も含めて、市内の処理施設で一元処理をしたいという相談がございまして、施設建設の償還が終了する平成 29 年度末をもって、脱退したい旨の届出が川根本町の方にごさました。川根本町として、現有施設を単独で運営をする決定をいたしまして、本組合を解散することに至りました。静岡県市町総合事務組合には、西伊豆町を含め県内すべての市町が加入しておりますので、それぞれの市町の議会の承認を得るということで上程をさせていただきました。

1 枚おめくりください。変更の本文でございます。

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1（第 2 条関係）及び別表第 2（第 3 条関係）中「、川根地区広域組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

変更箇所は、その次に2ページから4ページまで、新旧対照表をつけてございます。現行欄の下線部分を削るものです。

簡単ですが、以上説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第30号 静岡州市町総合事務組合规約の一部を変更する規約案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 西伊豆町宇久須 1082 番地

氏 名 松下 明美

生年月日 昭和 34 年 1 月 1 日生まれ

平成 30 年 6 月 5 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由につきましては、服部信一氏、平成 30 年 9 月 30 日任期満了のためでございます。

松下氏の経歴につきましては別紙ございますので、ご参照いただければと思います。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、芹澤孝君。

○4 番（芹澤 孝君） この人選というのは、どのように行われたのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 人選につきましては、窓口税務課の職員や前任の委員さんなどの情報をいただきまして、ある程度の人選はさせていただきました。今回は、このようにして松下さんを上げさせていただきました。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

[発言する人なし]

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う推薦り]

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員の候補者として適任であると認めることに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、諮問第1号は、適任と認めることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第6、同意第1号 西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 同意第1号 西伊豆町教育委員会委員の任命について。

下記の者を西伊豆町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町宇久須 274 番地

氏 名 森本 仁子

生年月日 昭和 46 年 3 月 21 日

平成 30 年 6 月 5 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由につきましては、現在委員の藤井蘭子氏が平成30年6月9日をもって任期満了となるためでございます。経歴につきましては、別紙参照をしていただければと思います。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 教育委員もなり手がいなくて大変だと思うのですが、これも人選はどのように行われたのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） まず人選につきましては、教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、委員の任命にあたっては、年齢、それから性別、職業等に著しい偏りがなく、また委員のうち保護者である者が含まれることということが決められております。そのような中で、地域バランスといった点、今回辞められる方が保護者であったということで、保護者の中から人選をしました。性別につきましても、女性が辞められるということで、女性の方を選任させていただいたというものでございます。こちら経歴の方にも書いてございますけど、PTA子供会活動等、教育関連にも熱心に取り組まれているということで、選任をさせていただきました。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これは推薦か何かはなかったわけですか。そういうことではない。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 推薦ではなく、教育委員会で選考をさせていただきました。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第1号 西伊豆町 教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、同意第1号は、原案に同意することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第7、発議第1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書（案）を議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、提案理由の説明及び朗読を省略することに決定いたしました。

なお、本案は全員が賛成者でありますので、質疑・討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、質疑・討論を省略し、採決します。

これより、本案を採決します。

発議第1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働裁判の実施を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（高橋敬治君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配布した資料のとおり議員を派遣したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言うにあり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋敬治君） 日程第9、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋敬治君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のと

おり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、平成30年第2回西伊豆町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員